

あきた

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋 田 市 役 所
編集兼 中 島 修
発行人

印刷人 三 戸 俊 彦
秋田市旭北錦町3番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所

目 次

告 示

- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第1号）…………… 1
- 放置自転車等の撤去および保管について（第2号）…………… 1
- 国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第3号）… 2
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第4号）…………… 2
- 過誤納金の還付・充当通知書の公示送達について（第5号）…………… 2
- 納税通知書の公示送達について（第6号）…………… 2
- 秋田市立千秋美術館企画展示会の観覧券の販売および観覧券販売に係る収入金の収納事務の委託について（第7号）…………… 2
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第8号）…………… 2
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の変更について（第9号）…………… 3
- 生活保護法による医療機関の指定および廃止について（第10号）…………… 3
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第11号）…………… 3
- 介護保険料納入通知書および督促状の公示送達について（第12号）…………… 3
- 放置自転車等の撤去および保管について（第13号）…………… 3
- 生活保護法による介護機関の指定、変更および廃止について（第14号）…………… 4
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第15号）…………… 4

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第1号）…………… 4

選 管 告 示

- 農業委員会選挙における投票区の区域の一部の変更について（第1号）…………… 4

農 委 告 示

- 農業委員会の招集について（第1号）…………… 5
- 農業委員会の招集について（第2号）…………… 5

公 告

- 土地区画整理事業の終了について…………… 5
- 放置自転車等の撤去および保管について…………… 5
- 開発行為に関する工事の完了について…………… 5
- 開発行為に関する工事の完了について…………… 6
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について…………… 6

- 入札参加者の公募について…………… 6
- 入札参加希望者の公募について…………… 8
- 入札参加者の公募について…………… 9
- 農用地利用集積計画の策定について……………10
- 財政報告書の公表について……………10
- 秋田都市計画地区計画の案の策定について……………10
- 開発行為に関する工事の完了について……………10

上下水道局公告

- 入札参加希望者の公募について……………10
- 入札参加資格の申請の受付について……………11
- 入札参加資格の申請の受付について……………12
- 入札参加希望者の公募について……………14
- 入札参加希望者の公募について……………15
- 一般競争入札の執行について……………16
- 入札参加希望者の公募について……………16

告 示

秋田市告示第1号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成23年1月7日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
第155号	鎌田グリーン薬局	秋田市保戸野すわ町10番30号	平成22年 12月1日

秋田市告示第2号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成23年1月11日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 6台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 6台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成22年12月1日から同月14日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号(秋田駅東自転車等駐車場内) 秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成23年1月25日から同年7月25日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第3号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年1月14日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙(省略)のとおり

2 送達する書類

平成19年度、平成20年度、平成21年度および平成22年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第4号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年1月14日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙(省略)のとおり

2 送達する書類

平成22年度第5期国民健康保険税督促状

秋田市告示第5号

次の過誤納金の還付・充当通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、過誤納金の還付・充当通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年1月14日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙(省略)のとおり

2 送達する書類

過誤納金の還付・充当通知書

秋田市告示第6号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示送達する。

なお、当該書類は財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年1月14日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の住所および氏名

秋田市保戸野すわ町3番29号 曹 株源

2 送達すべき書類の名称

平成22年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書

秋田市告示第7号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、秋田市立千秋美術館企画展覧会の観覧券の販売および観覧券販売に係る収入金の収納事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年1月19日

秋田市長 穂 積 志

委託人の住所および氏名

秋田市中通二丁目1番22号

仲小路振興会

会長 新 開 仁

秋田市告示第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成23年1月19日

秋田市長 穂 積 志

1 変更があった認可地縁団体の名称

杉沢町内会

2 認可年月日

平成6年3月23日

3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名及び住所

変更前 石 塚 吉 美

秋田市河辺岩見字杉沢台26番地1

変更後 石 塚 映

秋田市河辺岩見字杉沢台3番地1

4 変更年月日

平成23年1月3日

5 変更の理由

役員改選による。

秋田市告示第9号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり変更したので、同法第69条の規定により告示する。

平成23年1月21日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関の名称	開設者の名称および氏名		変更年月日
		変更前	変更後	
第5号	佐野薬局 原の町店	有限会社 サノ・ファーマシー 代表取締役 佐野 容子	有限会社 サノ・ファーマシー 代表取締役 佐野 元彦	平成23年 1月1日
第67号	佐野調剤薬局			
第68号	佐野薬局 中央店			
第69号	山王佐野薬局			
第70号	追分佐野薬局			
第71号	八橋佐野薬局			
第72号	佐野薬局 中通一丁目店			
第73号	佐野薬局 勝平店			
第143号	佐野薬局 保戸野千代田町店			
第150号	佐野薬局 下新城店			

秋田市告示第10号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成23年1月24日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
つばき穴戸眼科	秋田市中通三丁目3番1号	平成22年 12月1日
あきたレディースクリニック安田	秋田市土崎港中央五丁目3番37号	平成22年 12月28日
にいつ内科クリニック	秋田市広面字樋ノ沖20番地1	平成23年 1月4日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
村田産婦人科医院	秋田市土崎港中央五丁目3番37号	平成22年 12月27日

秋田市告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成23年1月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
萱ヶ沢自治会
- 2 認可年月日
平成9年2月7日
- 3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名及び住所

変更前 京 極 藤 美

秋田市雄和萱ヶ沢字館ノ腰149番地

変更後 加 藤 薫

秋田市雄和萱ヶ沢字館ノ腰7番地

- 4 変更年月日
平成23年1月9日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第12号

次の介護保険料納入通知書および督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書および督促状は、福祉保健部介護・高齢福祉課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年1月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成22年度介護保険料納入通知書
平成22年度介護保険料督促状

秋田市告示第13号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成23年1月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数
 - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 3台
 - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車

等放置規制区域 5台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成22年12月17日から同月28日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号(秋田駅東自転車等駐車場内)秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成23年2月9日から同年8月9日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第14号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項および同条4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成23年1月27日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
短期入所生活介護 御 所 野 の 森	秋田市四ツ小屋末戸松本字 地蔵田226番地	平成22年 12月1日
きらら短期入所 生活介護事業所 竿 燈 通 り	秋田市大町二丁目5番1号	平成22年 12月1日
きらら小規模多機 能型居宅介護事業 所 竿 燈 通 り	秋田市大町二丁目5番1号 きららアーバンパレス3F	平成22年 12月1日
きらら訪問介護 事業所竿燈通り	秋田市大町二丁目5番1号 きららアーバンパレス1F	平成22年 12月1日
ショートのステイ 花 さ く ら	秋田市川添字川添170番地 7	平成22年 12月1日
パナソニック エイジフリー 介護チェーン秋田	秋田市新屋島木町1番125 号	平成23年 1月1日

小規模多機能型 居宅介護事業所 花 み ず き	秋田市添川字添川170番地 21	平成22年 12月1日
-------------------------------	---------------------	----------------

2 変更

名 称	変更事項(名称・所在地)		変 更 年月日
	変更前	変更後	
きらら居宅 介護支援事 業所竿燈通 り	きらら居宅介護 支援事業所 秋田市太平山谷 字中山谷317番 地1	きらら居宅介護 支援事業所竿燈 通り 秋田市大町二丁 目5番1号	平成22年 12月1日

3 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
パナソニック エイジフリー 介護チェーン秋田	秋田市新屋島木町1番125 号	平成22年 12月31日

秋田市告示第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
平成23年1月27日

秋田市長 穂 積 志

1 変更があった認可地縁団体の名称

中の沢自治会

2 認可年月日

平成7年12月28日

3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名及び住所

変更前 齊 藤 良 春

秋田市雄和萱ヶ沢字真木屋11番地

変更後 小野寺 良 光

秋田市雄和萱ヶ沢字柳沢37番地

4 変更年月日

平成23年1月16日

5 変更の理由

役員改選による。

教 委 告 示

秋田市教委告示第1号

平成23年1月27日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成23年1月24日

秋田市教育委員会

委員長 藤 井 正 人

選 管 告 示

秋市選管告示第1号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第11条にお

いて準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第17条第2項の規定に基づき、農業委員会委員選挙における投票区の区域の一部を次のとおり変更したので、農業委員会等に関する法律第11条において準用する公職選挙法第17条第3項の規定により告示する。

平成23年1月17日

秋田市選挙管理委員会

委員長 工 藤 任 国

投票区名	区 域
秋田市第20投票区 (岩見三内地区コ ミュニティセンター)	河辺三内字本木を加える。

農 委 告 示

秋田市農委告示第1号

平成23年1月17日午後2時秋田市職員研修棟に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成23年1月11日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（13件）
- 農地法第4条の規定による許可申請に関する件（1件）
- 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（3件）
- 農用地利用集積計画（平成22年度第9号）に関する件

秋田市農委告示第2号

平成23年1月31日午後2時秋田市職員研修棟に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成23年1月24日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書審議の件

公 告

秋田市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第13条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の終了について認可したので、同条第4項において準用する同法第9条第3項の規定に基づき、公告する。

平成23年1月4日

秋田市長 穂 積 志

- 土地区画整理事業の名称
御所野ニュータウン北第三地区土地区画整理事業
- 施行地区
秋田市上北手猿田字堤ノ沢および字中谷地の各一部ならびに上北手古野字台および字脇ノ田の各一部
- 施行認可の年月日
平成18年11月7日
- 施行者の名称
独立行政法人都市再生機構 理事長 小 川 忠 男
上記代理人

秋田市御所野地蔵田一丁目1番4号

秋田都市開発事務所長 藤 原 洋

5 事業施行期間

平成18年11月7日から平成23年3月31日まで

6 終了認可の年月日

平成23年1月4日

秋田市公告

秋田市が設置している自転車等駐車場のうち、別紙（省略）に記載の自転車等駐車場内に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

平成23年1月7日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

- 放置されていた場所および台数（116台）

追分駅前自転車等駐車場 35台

上飯島駅前自転車等駐車場 4台

土崎駅前自転車等駐車場 11台

土崎図書館前自転車等駐車場 8台

土崎東西歩道橋下自転車等駐車場 14台

下浜駅前自転車等駐車場 2台

新屋駅前自転車等駐車場 22台

四ツ小屋駅前自転車等駐車場 4台

牛島駅前自転車等駐車場 1台

牛島駅西自転車等駐車場 2台

秋田駅東自転車等駐車場 7台

秋田駅西地下自転車等駐車場 4台

アトリオン広場地下自転車等駐車場 2台

- 撤去し、保管した年月日

平成22年12月21日

- 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前9時から午後5時まで

イ 場所 秋田市が指定する各自自転車等駐車場

- 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成23年1月21日から同年7月21日まで

（ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く。）

- 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、長期放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

- 自転車等の処分

この公告に係る自転車等で、公告後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについては、本市で処分する。

- 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成22年10月21日付け秋田市指令第3862号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成23年1月11日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市保戸野千代田町2番43号
三光不動産株式会社
代表取締役 安倍 秋 一
- 2 開発地域に含まれる地域の名称
秋田市広面字谷地田37番1、37番2、38番1および38番2

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成22年10月12日付け秋田市指令第3810号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成23年1月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市東通五丁目12番17号
朝日不動産販売株式会社
代表取締役 熊谷 邦 夫
- 2 開発地域に含まれる地域の名称
秋田市新屋町字関町後187番2および187番3

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、大規模小売店舗の店舗面積を基準面積以下に変更する旨の届出があったので、同条第6項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年1月17日

秋田市長 穂 積 志

- 1 届出事項の概要
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名および住所
ア 氏 名 社会福祉法人 秋田中央福祉会
理事長 進藤 金一
イ 住 所 秋田県秋田市下新城笠岡字川向28番地
 - (2) 大規模小売店舗の名称および所在地
ア 名 称 森長新国道店
イ 所在地 秋田県秋田市保戸野千代田町1番10号
 - (3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
1,341㎡
 - (4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0㎡
 - (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となった日
平成22年3月29日
 - (6) 変更する理由
大規模小売店舗の所有権移転にともなう小売業の廃止
- 2 届出年月日 平成23年1月5日

秋田市公告

秋田市体育施設内に設置する飲料水等自動販売機について、次のとおり入札を実施するので、入札参加者を公募する。

平成23年1月17日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に関する事項

(1) 入札名	秋田市体育施設自動販売機設置場所貸付					
(2) 貸付場所および最低落札価格	物件番号	施設名	貸付場所	貸付可能台数	貸付面積	最低落札価格 1台/年・税抜き
	1	八橋陸上競技場	東側階段下	6	各約1.21㎡	86,000円
	2		1 F エントランス	1	約1.21㎡	111,000円
	3	八橋硬式野球場	3 塁側選手入口	4	各約1.21㎡	162,000円
	4	八橋他目的グラウンド	3 塁側通路	5	各約1.21㎡	23,000円
	5	八橋テニスコート	砂入り人工芝コート	4	各約1.21㎡	58,000円
	6		グリーンサンドコート	2	各約1.21㎡	108,000円
	7	八橋球技場	1 F ロビー	4	各約1.21㎡	37,000円
	8		2 F コンコース	6	各約1.21㎡	13,000円
	9		バックスタンド南側	2	各約1.21㎡	69,000円
	10	八橋第2球技場	入口	6	各約1.21㎡	33,000円
	11	八橋健康広場	入口	6	各約1.21㎡	33,000円
	12	市立体育館	1 F 第1 エントランス	6	各約1.21㎡	124,000円
	13		1 F 第2 エントランス	10	各約1.21㎡	50,000円
	14		2 F エントランス・廊下	3	各約1.21㎡	48,000円
	15		2 F サブアリーナ前	4	各約1.21㎡	38,000円
	16	茨島体育館	玄関前	2	各約1.21㎡	13,000円
	17		1 F ロビー	4	各約1.21㎡	37,000円
	18	河辺体育館	1 F ホール	4	各約1.21㎡	15,000円
	19	雄和体育館	1 F ホール	5	各約1.21㎡	30,000円
	20	雄和南体育館	1 F ホール	3	各約1.21㎡	12,000円
	21	勝平屋内ゲートボール場	休憩室	1	約1.21㎡	21,000円
	22	勝平市民グラウンド	用具庫前	4	各約1.21㎡	22,000円
	23	光沼アリーナ	アリーナ内	2	各約1.21㎡	26,000円

	24	スポパークかわべ	職員用入口横	3	各約1.21㎡	20,000円
	25	北野田公園	遊具広場	5	各約1.21㎡	15,000円
	26		アリーナホール	2	各約1.21㎡	60,000円
	27	花の森野球場	正面入口	5	各約1.21㎡	10,000円
	28		テニスコート駐車場	1	約1.21㎡	10,000円
(3) 貸付期間	平成23年4月11日から平成26年3月31日まで					
(4) 入札参加要件	① 地方自治法施行令（平成22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。 ② 公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。 ③ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 ④ 市税の滞納がないこと。 ⑤ 法人にあっては、秋田市内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては、秋田市内で営業を営んでいること。 ⑥ 自動販売機の設置・運營業務において、3年以上の実績を有する者であること。					
(5) 入札参加申込み						
受付期間	平成23年1月17日(月)から平成22年2月18日(金)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで					
受付場所	秋田市山王二丁目1-53 山王21ビル4F 秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当					
(6) 指名(非指名)通知	平成23年2月23日(水)までにFAXで通知					
(7) 入札						
日時	平成22年3月1日(火) 物件番号1から11まで 午前9時30分 物件番号12から28まで 午後1時30分					
場所	秋田市山王二丁目1-53 山王21ビル4F 秋田市教育委員会教育委員会室					
入札保証金	免除					
(8) 契約日	平成23年3月7日(月)					

2 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成23年2月18日(金)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 入札参加申込書

イ 法人登記簿（履歴事項全部証明書）の写し（法人の場合）又は住民票の写し（個人の場合）

ウ 納税証明書（写し可）

(ア) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は、個人市民税）

(イ) 秋田市に納めた固定資産税

※ いずれも直近の営業年度で、発行後3か月以内のものを提出すること。

※ 納税証明書に代わって、各納付書の写し又は固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可

エ 契約書

オ アおよびエの様式は、秋田市教育委員会スポーツ振興課ホームページから入手すること。

(2) 申請書等の提出

申請書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

3 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知によりその旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果の通知については、平成23年2月23日(水)までに行う。

4 入札について

(1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 入札は、物件番号順に1物件ごとに行う。

(3) 入札書に記載する入札金額は、1台当たりの1年間の貸付料の金額を記載すること。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった貸付料の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) その他入札、契約の条件等については、「秋田市体育施設自動販売機設置事業者募集要項」を確認すること。

5 その他

(1) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書等は、返却しない。

(3) 申請書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当

電話 018-866-2247

秋田市公告

秋田市環境部敷地内に飲料自動販売機を設置し、運営する事業者を入札により決定するので、次のとおり入札参加希望者を公募

する。

平成23年1月18日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に関する事項

(1) 入札名	秋田市環境部敷地内自動販売機設置場所貸付		
(2) 予定価格および貸付場所	貸付場所	貸付面積	予定価格（年額・税抜き） 最低落札価格
	① 環境部庁舎の食堂内	1.33㎡	3か所合計で、29,000円
	② 向浜事業所管理棟の食堂内	1.33㎡	
	③ 総合環境センター自動駐車場の脇	1.33㎡	
(3) 貸付期間	平成23年4月1日から平成25年3月31日まで		
(4) 入札参加要件	① 地方自治法施行令（平成22年政令第16号）第167条の4第1項および第2項の規定に該当しないこと。 ② 公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。 ③ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 ④ 市税の滞納がないこと。 ⑤ 法人にあっては、秋田市内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては、秋田市内で営業を営んでいること。 ⑥ 自動販売機の設置業務において、自ら管理および運営する3年以上の経験を有し、平成21年度および平成22年度において、市、国（公団等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有すること。		
(5) 入札参加申込み			
	受 付 期 間	平成23年1月18日(火)から平成23年2月14日(月)まで (土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで)	
	場 所	秋田市寺内蛭根三丁目24番3号 秋田市環境部環境総務課庶務担当	
(6) 指名（非指名）通知	平成23年2月15日(火)までにFAXで通知する。		
(7) 入 札			
	日 時	平成23年2月16日(水) 午後1時30分	
	場 所	秋田市寺内蛭根三丁目24番3号 秋田市環境部庁舎2階 大会議室	
	入 札 保 証 金	免除	
(8) 契 約 日	落札日から平成23年2月23日(水)まで		

2 注意事項

(1) 入札参加申込み

入札に参加を希望する者は、平成23年2月14日までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けること。

ア 入札参加申込書（様式1）

イ 法人にあっては法人登記簿（履歴事項全部証明書）の写し又は個人にあっては住民票の写し

ウ 納税証明書（写し可）

秋田市に納めた固定資産税および法人市民税（個人営業の者は、個人市民税）

エ 誓約書（様式2）

平成21年度および平成22年度における実績を確認できる契約書等の写しを添付すること。

オ 様式1および様式2は、秋田市環境部ホームページから入手すること。

カ 申込書等は、持参することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

イ 提出された書類の審査結果により、指名しない場合がある。その者には、非指名通知により、そのことを通知する。

ウ 指名通知および非指名通知は、FAXで行う。

(3) 入札について

ア 秋田市財務規則を遵守して、入札に参加すること。

イ 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税業者、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 落札者は、予定価格以上をもって有効な入札を行った者のうち、最高価格の入札を行ったものとする。

(4) その他入札、契約上の条件等については、秋田市環境部ホー

- ムページで確認すること。
- 3 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申込者の負担とする。
 - (2) 提出された申込書等は、返却しない。
 - (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市環境部環境総務課庶務担当
電話 018-863-6633

秋田市公告

秋田市文化会館内に設置する飲料水等自動販売機について、次のとおり入札を実施するので、入札参加者を公募する。

平成23年1月24日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に関する事項

(1) 入札名	秋田市文化会館自動販売機設置場所貸付				
(2) 貸付場所および最低落札価格	物件番号	貸付場所	貸付可能台数	貸付面積	最低落札価格(年・税抜き)
	1	正面玄関風除室	5	約6.5㎡	1,198,000円
	2	B F 練習室前	2	約2.0㎡	44,000円
(3) 貸付期間	平成23年4月9日から平成26年3月31日まで				
(4) 入札参加要件	① 地方自治法施行令(平成22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。 ② 公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。 ③ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 ④ 市税の滞納がないこと。 ⑤ 法人にあっては秋田市内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては秋田市内で営業を営んでいること。 ⑥ 自動販売機の設置・運営業務において、3年以上の実績を有する者であること。				
(5) 入札参加申込み					
受付期間	平成23年1月24日(月)から同年2月20日(日)までの土曜日、日曜日および祝日を含む毎日、午前9時から午後5時まで				
受付場所	秋田市山王七丁目3-1 秋田市文化会館施設担当				
(6) 指名(非指名)通知	平成23年2月25日(金)までにFAXで通知				
(7) 入札					
日 時	平成23年3月2日(水) 物件番号1および2 午前10時				
場 所	秋田市山王七丁目3-1 秋田市文化会館 中2階「第一会議室」				
入札保証金	免除				
(8) 契約日	平成23年3月8日(火)				

2 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成23年2月20日(金)までに、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 入札参加申込書
 - イ 法人登記簿(履歴事項全部証明書)の写し(法人の場合)又は住民票の写し(個人の場合)
 - ウ 納税証明書(写し可)
 - (ア) 秋田市に納めた法人市民税(個人事業主は、個人市民税)
 - (イ) 秋田市に納めた固定資産税
 - ※ いずれも直近の営業年度で、発行後3か月以内のものを提出すること。
 - ※ 納税証明書に代わって、各納付書の写し又は固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可
- エ 契約書

- オ アおよびエの様式は、秋田市文化会館ホームページから入手すること。
- (2) 申請書等の提出
申請書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- 3 指名に関する事項
 - (1) 入札参加申込者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
 - (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知によりその旨を連絡する。
 - (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成23年2月25日(金)までに行う。
- 4 入札について
 - (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
 - (2) 入札は、物件番号順に1物件ごとに行う。
 - (3) 入札書に記載する入札金額は、1物件当たりの1年間の貸

付料の金額を記載すること。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった貸付料の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) その他入札および契約の条件等については、「秋田市文化会館自動販売機設置事業者募集要項」を確認すること。

5 その他

- (1) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
(2) 提出された申請書等は、返却しない。
(3) 申請書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市文化会館施設担当
電話 018-865-1191

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成22年度第9号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

平成23年 1月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番 1号
秋田市農林部農林総務課
2 縦覧期間 平成23年 1月26日から同年 2月15日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
3 縦覧時間 午前 8時30分から午後 5時15分まで

秋田市公告

財政報告書の作成および公表に関する条例（平成7年秋田市条例第48号）第2条第1項の規定により財政報告書の公表を行うので、同条例第4条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成23年 1月26日

秋田市長 穂 積 志
(以下略)

秋田市公告

地区計画の案を作成したいので、秋田地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和59年秋田市条例第28号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項に規定する者は、当該地区計画の原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに市に意見書を提出することができる。

平成23年 1月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画の種類および名称
秋田都市計画地区計画 南部ニュータウン大野地区計画
2 位置および区域
秋田市仁井田字新中島および字大野地内
3 縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田都市整備部都市計画課
4 縦覧期間

平成23年 1月28日から同年 2月11日まで

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成22年12月 2日付け秋田市指令第4184号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成23年 1月31日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市山内字田中255番地
佐々木 キヨ子
秋田市榎山愛宕下3番23号
松谷 忠得
2 開発地域に含まれる地域の名称
秋田市添川字地ノ内149番7

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成23年 1月 7日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

Table with 4 columns: 物品番号, 物件名, 納品場所, 納入期限. Row 1: 第 19 号, 給水バグ設置台 購入, 秋田市川尻みよし町14番 8号 (秋田市上下水道局地下 器材庫), 平成23年 3月18日

(2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

- ア 秋田市内に本社を有していること。
イ 秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、登録されていること。
イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
エ 本市の入札参加資格の停止又は指名停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成23年 1月25日(火) 午前10時
入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎裏)
入札保証金 免除
契約予定日 平成23年 1月27日(木)
注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消

費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 開札の結果、落札者がないときは、再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成23年1月18日(火)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という（様式1）。）を提出すること。

(2) 申込書の提出

申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書の受付

申込書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成23年1月7日(金)から同月18日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申込書、入札書、委任状等は、秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年1月21日(金)午後には通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成23年1月7日(金)から同月24日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (2) 提出された申込書は、返却しない。

- (3) 申込書の提出等に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり雄和ポンプ場（電気設備）築造工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の入札参加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成23年1月11日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

- (1) 本工事は共同企業体による工事である。

- (2) 工事番号 水道 第79号

- (3) 工事名 雄和ポンプ場（電気設備）築造工事

- (4) 工事場所 雄和平尾鳥字大巻地内

- (5) 工事概要 電気設備工事 1式
計装設備工事 1式
自家発電設備工事 1式

- (6) 工事期限 平成24年3月22日(木)

- (7) 予定価格 213,539,000円（消費税別）

- (8) 開札予定日 平成23年2月2日(火)

- (9) 契約予定日 平成23年2月8日(火)

- (10) 注意事項 ア この入札は、電子入札により執行する。

イ 秋田市財務規則、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

ウ 本案件は、低入札価格調査制度を採用している。調査基準価格は予定価格（入札書比較価格）に10分の8.5（千円未満切り捨て）を乗じて得た額とし、失格判断基準は適用しない。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 入札執行回数は、1回を限度とする。公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。

カ 本工事（水道第79号）を落札した共同企業体は、同じ構成員で結成した共同企業体に限り、1月11日(火)に公告した「水道第80号 雄和ポンプ場（機械設備）構造工事」の入札に参加することができない。ただし、本工事を落札した者が「水道第80号」の入札を既に行っていた場合は、入札辞退届を「水道第80号」の開札前までに契約課へ提出すること。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 共同企業体に関する事項

ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者2社による自主結成とする。

イ 各構成員の出資比率は、30パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

- (2) 共同企業体の構成員に関する事項

代表者要件

ア 公告日時において、秋田市の電気工事A級に等級格付されていること。

イ 特定建設業の許可（電気工事業）を有すること。

ウ 電気工事業の許可を有しての営業年数が、6年以上であること。

エ 電気工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。

オ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

代表者以外の構成員要件

ア 公告日時において、秋田市の電気工事A級に等級格付されていること。

イ 電気工事業の許可を有しての営業年数が、6年以上あること。

ウ 電気工事に係る資格を有する者を管理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。

エ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

3 入札参加資格審査の申請に関する事項

(1) 入札に参加しようとする共同企業体は、平成23年1月17日(月)までに、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(様式1)

イ 特定建設工事共同企業体協定書(様式2)の写し

ウ 施工実績調書(共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については、契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる書類を添付のこと(様式3。))

エ 配置予定技術者調書(共同企業体の構成員ごとに作成し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと(様式4。))

オ 誓約書(様式5)

(2) 申請書等の提出

申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書等の受付

申請書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成23年1月11日(火)から同月17日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市財政部契約課工事契約担当

ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

(1) 上下水道事業管理者が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者あてに指名通知する。

(2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年1月25日(火)に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあったe-mailアドレスに対して通知する。

(4) 入札は電子入札により執行する。共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、本入札には使用できないため、本入札で使用する電子証明書は、指名通知日の平成23年1月25日(火)に契約課窓口で貸出しを行う。貸出しを受けた電子証明書は、平成23年2月3日(木)午後5時までに返却すること。

5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項

(1) 設計図書は、次に記載する販売店において販売および閲覧に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書を入手すること。

(2) 販売店 財団法人秋田市総合振興公社住宅事業部
秋田市山王一丁目2番35号(市役所山王別館1階)
電話 018-863-2581

F A X 018-863-6556

(3) 販売期間 平成23年1月11日(火)から平成23年1月26日(木)までの販売店の営業時間内

(4) 設計図書の販売価格 1式 2,280円(CD-ROM有1枚 1,000円)

(5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購入申込書」(契約課ホームページからダウンロードすること。)により、平成23年1月26日(木)までにFAXで販売店へ申し込むこと。

(6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望日に販売店において直接受け取る。ただし、販売店の都合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店の指示に従うこと。

(7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能である(無料)。

(8) 閲覧期間 平成23年1月11日(火)から同年2月1日(火)午後3時までの販売店の営業時間内

(9) 閲覧方法 設計図書の閲覧を希望する者は、販売店の受付に「設計図書閲覧申込書」(契約課ホームページからダウンロードすること。)を持参すること。

6 その他

(1) 申請に係る費用は、すべて申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書等は、返却しない。

(3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。

(4) 申請書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市財政部契約課工事契約担当
電話 018-866-2165

秋田市上下水道局公告

次のとおり雄和ポンプ場(機械設備)築造工事に係る特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)の入札参加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成23年1月11日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

(1) 本工事は共同企業体による工事である。

(2) 工事番号 水道 第80号

(3) 工事名 雄和ポンプ場(機械設備)築造工事

(4) 工事場所 雄和平尾鳥字大巻地内

(5) 工事概要 送水ポンプ(3系統)工事 1式
屋内配管工事 1式
機械設備工事 1式

(6) 工事期限 平成24年3月22日(木)

(7) 予定価格 137,253,000円(消費税別)

(8) 開札予定期日 平成23年2月16日(木)

(9) 契約予定期日 平成23年2月22日(火)

(10) 注意事項 ア この入札は、電子入札により執行する。

イ 秋田市財務規則、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

ウ 本案件は、低入札価格調査制度を採用している。調査基準価格は予定価格(入札書比較価格)に10分の8.5(千円未満切り捨て)を乗じて得た額とし、失格判断基準は

適用しない。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 入札執行回数は、1回を限度とする。公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。

カ 1月11日(火)に公告した「水道第79号 雄和ポンプ場（電気設備）構造工事」の落札した共同企業体は、同じ構成員で結成した共同企業体に限り、本工事（水道第80号）の入札に参加することができない。ただし、「水道第79号」を落札した者が本工事の入札を既に行っていた場合は、入札辞退届を本工事の開札前までに契約課へ提出すること。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 共同企業体に関する事項

ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者2社による自主結成とする。

イ 各構成員の出資比率は、30パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

(2) 共同企業体の構成員に関する事項

代表者要件

ア 公告日時において、秋田市の機械器具設置工事A級に等級格付されていること。

イ 特定建設業の許可（機械器具設置工事業）を有すること。

ウ 機械器具設置工事業の許可を有しての営業年数が、6年以上であること。

エ 機械器具設置工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。

オ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

代表者以外の構成員要件

ア 公告日時において、秋田市の管工事A級に等級格付されていること。

イ 管工事業の許可を有しての営業年数が、6年以上あること。

ウ 管工事に係る資格（実務経験者を含む。）を有する者を管理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。

エ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

3 入札参加資格審査の申請に関する事項

(1) 入札に参加しようとする共同企業体は、平成23年1月17日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式

1）

イ 特定建設工事共同企業体協定書（様式2）の写し

ウ 施工実績調書（共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については、契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる書類を添付のこと（様式3）。）

エ 配置予定技術者調書（共同企業体の構成員ごとに作成し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと（様式4）。）

オ 誓約書（様式5）

(2) 申請書等の提出

申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書等の受付

申請書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成23年1月11日(火)から同月17日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市財政部契約課工事契約担当

ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

(1) 上下水道事業管理者が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者あてに指名通知する。

(2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年1月25日(火)に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあったe-mailアドレスに対して通知する。

(4) 入札は電子入札により執行する。共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、本入札には使用できないため、本入札で使用する電子証明書は、指名通知日の平成23年1月25日(火)に契約課窓口で貸出しを行う。貸出しを受けた電子証明書は、平成23年2月17日(木)午後5時までに返却すること。

5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項

(1) 設計図書は、次に記載する販売店において販売および閲覧に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書を入手すること。

(2) 販売店 財団法人秋田市総合振興公社住宅事業部

秋田市山王一丁目2番35号（市役所山王別館1階）

電話 018-863-2581

FAX 018-863-6556

(3) 販売期間 平成23年1月11日(火)から同年2月9日(木)までの販売店の営業時間内

(4) 設計図書の販売価格 1式 4,350円（設計書 1,350円 図面 3,000円）（CD-ROM 有 1枚 1,000円）

(5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購入申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること。）により、平成23年2月9日(木)までにFAXで販売店へ申し込むこと。

(6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望日に販売店において直接受け取る。ただし、販売店の都合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店の指示に従うこと。

(7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能である（無料）。

(8) 閲覧期間 平成23年1月11日(火)から同年2月15日(火)午後3

- 時までの販売店の営業時間内
- (9) 閲覧方法 設計図書の閲覧を希望する者は、販売店の受付に「設計図書閲覧申込書」(契約課ホームページからダウンロードすること。)を持参すること。
- 6 その他
- (1) 申請に係る費用は、すべて申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。
- (4) 申請書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市財政部契約課工事契約担当
電話 018-866-2165

秋田市上下水道局公告

秋田市上下水道局各施設に飲料自動販売機を設置し、運営する事業者を入札により決定するので、次のとおり入札参加希望者を公募する。

平成23年1月13日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に関する事項

(1) 入札名	秋田市上下水道局各施設自動販売機設置場所貸付								
(2) 入札価格および貸付場所	貸付場所・貸付台数	貸付面積	予定価格(年額・税抜き) ※最低落札価格						
	物件番号1 川尻庁舎二階渡り廊下1台、仁井田浄水場1台	各1.21㎡	102,000円						
	物件番号2 川尻庁舎渡り廊下1台、豊岩浄水場1台	各1.21㎡	74,000円						
	物件番号3 川尻庁舎一階ホール1台、八橋下水道終末処理場1台	各1.21㎡	88,000円						
(3) 貸付期間	平成23年4月1日から平成26年3月31日まで								
(4) 入札参加要件	① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項および第2項の規定に該当しないこと。 ② 公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。 ③ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 ④ 市税の滞納がないこと。 ⑤ 法人にあっては秋田市内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては秋田市内で営業を営んでいること。 ⑥ 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の経験を有し、平成21年度および平成22年度において、市、国(公団等を含む。)又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有すること。								
(5) 入札参加申込み	<table border="1"> <tr> <td>受付期間</td> <td>平成23年1月13日(木)から同月31日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>受付場所</td> <td>秋田市川尻みよし町14番8号 秋田市上下水道局総務課管財係</td> </tr> </table>			受付期間	平成23年1月13日(木)から同月31日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで	受付場所	秋田市川尻みよし町14番8号 秋田市上下水道局総務課管財係		
受付期間	平成23年1月13日(木)から同月31日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで								
受付場所	秋田市川尻みよし町14番8号 秋田市上下水道局総務課管財係								
(6) 指名(非指名)通知	平成23年2月2日(水)までにFAXで通知								
(7) 入札	<table border="1"> <tr> <td>日 時</td> <td>平成23年2月4日(水) 午後1時30分</td> </tr> <tr> <td>場 所</td> <td>秋田市川尻みよし町14番8号 秋田市上下水道局別館 2階 会議室 (庁舎裏)</td> </tr> <tr> <td>入札保証金</td> <td>免除</td> </tr> </table>			日 時	平成23年2月4日(水) 午後1時30分	場 所	秋田市川尻みよし町14番8号 秋田市上下水道局別館 2階 会議室 (庁舎裏)	入札保証金	免除
日 時	平成23年2月4日(水) 午後1時30分								
場 所	秋田市川尻みよし町14番8号 秋田市上下水道局別館 2階 会議室 (庁舎裏)								
入札保証金	免除								
(8) 契約日	落札日から平成23年2月10日(木)まで								

2 注意事項

- (1) 入札参加申込みについて
入札に参加を希望する者は、平成23年1月31日(月)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入

札参加資格の審査を受けること。

ア 入札参加申込書

イ 法人登記簿(履歴事項全部証明書)の写し(法人の場合)、住民票の写し(個人の場合)

ウ 納税証明書（写し可）

秋田市に納めた固定資産税、法人市民税（個人営業の者は、個人市民税）

エ 誓約書（平成21年度および平成22年度における実績を確認できる契約書等の写し添付）

オ アおよびエの様式については、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

カ 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けしない。

(2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

イ 提出された申込書等の審査結果により、指名されない場合がある。その者には、非指名通知により、その旨を通知する。

ウ 指名通知および非指名通知は、FAXで行う。

(3) 入札について

ア 秋田市上下水道局財務規程を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 入札は、番号順に1物件ごとに行う。

ウ 応募する者は1物件しか落札できないこととし、落札後に別物件の入札があるときは、以降の入札には参加できない。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 落札は予定価格以上をもって有効な入札を行った者のうち、最高価格の入札を行ったものとする。

(4) その他入札、契約上の条件等については、秋田市上下水道局ホームページを見ること。

3 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書等は、返却しない。

(3) 申請書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成23年1月13日

秋田市上下水道事業管理者 内山真次

1 契約種別

製造請負契約

2 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号	委託名	納品場所	納入期限
第2号	圧着帳票印刷業務委託	秋田市川尻みよし町14番8号 (秋田市上下水道局お客様センター)	納入は2回とする。 1回目 平成23年4月15日 2回目 平成23年9月30日

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 秋田市財政部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。

イ 自社に本件の印刷物を製造できる設備を有すること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

オ 本市の入札参加資格の停止又は指名停止期間中でないこと。

3 入札に関する事項

入札の日時 平成23年2月1日(火) 午前10時

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎裏)

入札保証金 免除

契約予定日 平成23年2月3日(木)

注 意 事 項

(1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

4 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成23年1月25日(火)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という（様式1）。）を提出すること。

(2) 申込書の提出

申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書の受付

申込書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成23年1月13日(木)から同月25日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申込書、入札書、委任状等は、秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。

(2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年1月28日(金)に通知する。

6 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成23年 1月13日(木)から同月31日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9時から午後 5時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

7 その他

- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、返却しない。
- (3) 申込書の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

平成23年 1月13日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

入札に付する物件は、次のとおりである。

番号	物 件 名	納品場所	納入期限	入札参加要件
第20号	新品メーター購入 (13mm・20mm・40mm)	秋田市上下水道局資材倉庫	平成23年 3月18日	3に記載

2 入札に関する事項

入札の日時 平成23年 2月 1日(火)午後 1時30分

入札の日時 秋田市川尻みよし町14番 8号

秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎裏)

入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。

契約予定日 平成23年 2月 3日(木)

注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札に参加する者に必要な要件

- (1) 東北地方に本社、支店、営業所等を有する者であること。
- (2) 過去に地方自治体に対し、水道メーターの納入実績があること。
- (3) 租税に滞納がないこと。

(4) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

(5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(6) 本市の入札参加資格の停止又は指名停止期間中でないこと。

4 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成23年 1月25日(火)までに、次に掲げる書類を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査のうえ、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容(過去の実績等)によっては、入札保証金を免除する場合がある。

ア 秋田市登録業者(財政部契約課)

(ア) 入札参加資格(様式1(省略))

(イ) 実績調書(様式2(省略))および契約書等の写し

イ 秋田市登録業者(財政部契約課)ではない者

(ア) 入札参加申込書(様式1(省略))

(イ) 実績調書(様式2(省略))および契約書等の写し

(ウ) 法人登記簿謄本の写し(入札参加申込書を提出する日を基準として、3か月以内に発行されたものに限る。)

(エ) 直近の事業年度の法人市民税および事業所税の納税証明書(領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可)

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成23年 1月13日(木)から同月25日(火)までの土曜日および日曜を除く毎日、午前 9時から午後 5時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙 秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成23年 1月13日(木)から同月31日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9時から午後 5時までとする。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 入札参加資格証の交付に関する事項

入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、平成23年 1月28日(金)に一般競争入札参加資格証を交付する。

7 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成23年 1月21日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

番 号	物件名	納品場所場所	納入期限
第21号	活性炭 購入	八橋終末処理場、金足浄化センターおよび外旭川ポンプ場 各場内指定場所	平成23年 3月18日

(2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

- ア 秋田市財政部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成23年2月8日(火) 午前10時
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎裏)
- 入札保証金 免除
- 契約予定日 平成23年2月10日(木)

- 注 意 事 項
- (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
 - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
 - (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成23年2月1日(火)までに、公募型指名競争入札参加申込書(以下「申込書」という)を提出すること。
- (2) 申込書の提出
申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書の受付
申込書は、次のとおり受け付ける。
ア 受付期間 平成23年1月21日(金)から同年2月1日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
ウ 申込書、入札書、委任状等は、秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に

指名通知するものとする。

- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
 - (3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年2月4日(金)に通知する。
- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間は、平成23年1月21日(金)から同年2月7日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。
 - (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 - (3) 購入仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載
- 6 その他
- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - (2) 提出された申込書は、返却しない。
 - (3) 申込書の提出等に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

